

令和2年瑞穂町農業委員会10月総会

令和2年10月23日、令和2年瑞穂町農業委員会10月総会が瑞穂町役場全員協議会室にて開催された。

農業委員会委員

1番	村山正信	2番	山田明弘	3番	青木一幸	4番	榎本雄一
5番	坂田敬一	6番	長谷部冬樹	7番	清水正久	8番	榎本和夫
9番	榎本勝昭	10番	臼井順央	11番	栗原始	12番	上野勝

農地利用最適化推進委員

池田幸司	関谷博明	西村一彦
------	------	------

出席した事務局職員は、次のとおりである。

産業課長	長谷部康行	農政係長	田中悠也
	(事務局長)	(書記)	
農政係	竹中都佳紗		

日程第1 会議録署名委員の指名

日程第2 諸報告

日程第3 議案第1号 農地法第3条の3第1項の規定による許可申請について

報告第1号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について

報告第2号 農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出について

開 会 午後 1 時 30 分

議長 (上野 勝 君) 出席委員は、定足数に達しておりますので、これより令和 2 年瑞穂町農業委員会 10 月総会を開催いたします。

直ちに会議を開きます。本日の議事日程は、あらかじめお手元に配布された資料のとおりです。

議長 (上野 勝 君) 日程第 1、会議録署名委員の指名を行います。会議録署名委員は、会議規則第 13 条の規定により、9 番委員の榎本 勝昭さんと 10 番委員の臼井 順央さんを指名いたします。

議長 (上野 勝 君) 日程第 2、諸報告を事務局よりお願いいたします。

事務局 (田中 悠也 君) 総会までの活動実績と今後の活動予定について報告。

議長 (上野 勝 君) 日程第 3、議案第 1 号、番号 1 農地法第 3 条の規定による許可申請についてを議題とします。事務局より説明を求めます。

事務局 (竹中 都佳紗 君) 議案第 1 号、番号 1 農地法第 3 条の規定による許可申請について説明いたします。農地の所在〇〇、地目〇〇、面積〇〇、権利〇〇、賃貸人〇〇、経営面積〇〇、申請事由〇〇、賃借人〇〇、経営面積〇〇、申請事由〇〇、以上です。

議長 (上野 勝 君) 以上で事務局の説明が終わりました。本件について、聞き取り調査を行っております。担当委員より報告をお願いします。

農地利用最適
化推進委員 (関谷 博明 君) 議案第 1 号、番号 1 農地法第 3 条の規定による許可申請に伴う現地調査について聞き取りした調査内容を報告します。現地調査は 10 月 15 日 (木) 午前 9 時より行いました。調査委員は、会長、会長職務代理、担当委員、事務局で行いました。借主である〇〇さんと貸主の〇〇さんより聞き取りを行いました。〇〇さんの現在の営農状況ですが、主要作物として、イチゴ、シイタケを栽培しているそうです。耕作面積は 6,881 m²です。農業従事者は代表取締役、研究員 1 名、スタッフ 3 名です。農業従事日数は、全員約 300 日です。所有機械は軽車両 1 台です。販路は飲食店、ネット販売、卸売です。

取得農地の営農計画ですが、シイタケを栽培予定です。通作距離は車で約 1 時間で、後日、申請地の近辺にスタッフを派遣予定です。販路については、卸売です。担当委員の意見としましては、申請人は農地取得後においても、耕作すべき農地について効率的に利用し耕作すると考えられますので、許可相当だと思います。以上です。

議長 (上野 勝 君) 以上で報告が終わりましたが、質疑がございましたらお願いしたいと思います。

7 番委員 (清水 正久 君) 賃借権設定の期間は何年ですか。

事務局 (竹中 都佳紗 君) 賃借権設定期間は 20 年です。

議長 (上野 勝 君) 他に質疑はございませんか。

「質疑なし」との声あり

議長 (上野 勝 君) 質疑なしということなのでこれより採決に入らせていただきます。議案第 1 号、番号 1 農地法第 3 条の規定による許可申請についてを申請のとおり賛成の方は挙手をお願いします。

挙手多数

議長 (上野 勝 さん) 挙手多数により、本件は申請のとおり可決いたします。

続きまして、報告第 1 号、農地法第 3 条の第 1 項の規定による届出についてを議題とします。事務局より説明を求めます。

事務局 (竹中 都佳紗 君) 報告第 1 号、農地法第 3 条の第 1 項の規定による届出について説明します。番号 1、農地の所在〇〇、地目〇〇、面積〇〇、権利〇〇、被相続人〇〇、相続人〇〇。以上です。

議長 (上野 勝 さん) 以上で説明が終わりました。本件については、会長専決で処理済みとなっておりますが、質疑等がありましたらご発言をお願いします。

「質疑なし」との声あり

議長 質疑がないようですので、報告第 1 号を終了いたします。続きまして、報告第 2 号、農地法第 5 条第 1 項第 7 号の規定による届出についてを議題とします。事務局より説明を求めます。

事務局 (竹中 都佳紗 君) 報告第 1 号農地法第 5 条第 1 項第 7 号の規定による届出について説明します。番号 1、農地の所在〇〇、地目〇〇、権利〇〇、面積〇〇、賃借人〇〇、貸借人〇〇、転用理由病院用地。番号 2、農地の所在〇〇、地目〇〇、面積〇〇、権利〇〇、賃借人〇〇、貸借人〇〇、転用理由病院用地。番号 3、農地の所在〇〇、地目〇〇、面積〇〇、権利〇〇、譲渡人〇〇、譲受人〇〇、転用理由住宅用地。番号 4、農地の所在〇〇、地目〇〇、面積〇〇、権利〇〇、譲渡人〇〇、譲受人〇〇、転用理由住宅用地。番号 5、農地の所在〇〇、地目〇〇、面積〇〇、権利〇〇、譲渡人〇〇、譲受人〇〇、転用理由住宅用地。以上です。

議長 (上野 勝 君) 以上で説明が終わりました。本件については、会長専決で処理済みとなっておりますが、質疑等がありましたらご発言をお願いします。

1 番委員 (村山 正信 君) 番号 1 と番号 2 の転用の時期はいつですか。

事務局 (竹中 都佳紗 君) 番号1と番号2は、どちらも工事着工時期が令和2年12月、工事完了時期が令和3年12月となっております。

7番委員 (清水 正久 君) 番号1と番号2の病院は、いつ開院するか分かりますか。また、賃貸借権を設定するということですが更新等の内容はどのようになっていますか。

事務局 (竹中 都佳紗 君) 開院の時期は提出書類に記載がないため分かりません。賃貸借権設定の更新については、40年の設定ののち、延長有という申請となっております。

議長 (上野 勝 君) 他に質疑はございませんか。

「質疑なし」との声あり

議長 (上野 勝 君) 質疑がないようですので、報告第2号を終了いたします。以上をもちまして本総会に付議された事件の審議は、全て終了いたしました。これにて、令和2年瑞穂町農業委員会10月総会を閉会といたします。

閉 会 午後 2時00分